

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7421592号
(P7421592)

(45)発行日 令和6年1月24日(2024.1.24)

(24)登録日 令和6年1月16日(2024.1.16)

(51)国際特許分類 F I
G 0 6 Q 40/02 (2023.01) G 0 6 Q 40/02

請求項の数 8 (全30頁)

(21)出願番号	特願2022-77063(P2022-77063)	(73)特許権者	519110124 P a y P a y 株式会社 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
(22)出願日	令和4年5月9日(2022.5.9)	(74)代理人	110002147 弁理士法人酒井国際特許事務所
(65)公開番号	特開2023-166185(P2023-166185 A)	(72)発明者	神田 良徳 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a y P a y 株式会社内
(43)公開日	令和5年11月21日(2023.11.21)	(72)発明者	大塚 千壽子 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a y P a y 株式会社内
審査請求日	令和4年5月10日(2022.5.10)	(72)発明者	泉山 真輝 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a y P a y 株式会社内
審判番号	不服2023-3284(P2023-3284/J1)	合議体	
審判請求日	令和5年2月27日(2023.2.27)		
早期審査対象出願			

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項 1】

仮想口座に対する振込入金をデジタルマネーで受け取る第1のサービスの利用者である第1の利用者を識別するための利用者識別情報と、前記第1の利用者に割り当てられる仮想口座の情報とを対応付けて管理する管理部と

前記仮想口座に対する振込を通じて前記第1の利用者にデジタルマネーをチャージする第2のサービスの利用者である第2の利用者から、前記第1の利用者に対応する仮想口座の照会要求を受け付けて、前記照会要求に含まれる前記利用者識別情報に紐づく仮想口座の情報を返却する返却部と

を有し、

前記管理部は、

前記第1のサービスの利用申込に際して、前記第1のサービスの利用目的に応じた所定の情報を前記第1の利用者から取得し、前記利用者識別情報に対応付けて管理し、前記利用目的が給与の振込入金の受取である場合、前記給与の振込入金の内容に含まれる振込元を示す情報が相違するか情報処理装置にて判定するための情報として、前記給与の振込元を示す前記第1の利用者の勤務先または雇用者の情報を前記第1の利用者から取得し、前記利用者識別情報に対応付けて管理する

ことを特徴とする情報処理装置。

【請求項 2】

前記管理部は、

前記仮想口座に入金された金額のうち、所定額を超える額の現金を、前記第 1 の利用者に返金するための返金用の銀行口座の情報を前記利用目的ごとに取得して、前記利用者識別情報に対応付けて管理する

ことを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 3】

前記管理部は、

前記第 1 のサービスの利用目的ごとに、前記利用者識別情報および前記仮想口座を個別に割り振る

ことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の情報処理装置。

【請求項 4】

前記管理部は、

複数の前記第 1 のサービスの利用目的に対して共通する前記利用者識別情報に対応付けて、複数の前記利用目的の各々を示す情報と、複数の前記利用目的ごとに前記第 1 の利用者に対して個別に割り当てられる複数の仮想口座の情報とを管理し、

前記返却部は、

前記照会要求に前記利用者識別情報および前記利用目的が含まれる場合、前記利用者識別情報および前記利用目的に対応付けられている前記仮想口座の情報を返却する

ことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の情報処理装置。

【請求項 5】

前記返却部は、

前記照会要求の送信元である前記第 2 の利用者が前記照会要求に含まれる前記利用目的に関する契約を有していることが確認されることを条件として、後続処理を実行する

ことを特徴とする請求項 4 に記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記返却部は、

前記第 2 の利用者からの問合せに応じて、前記第 1 の利用者の前記第 1 のサービスの利用契約が有効であるか否かの情報を返却する

ことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

コンピュータが、

仮想口座に対する振込入金をデジタルマネーで受け取る第 1 のサービスの利用者である第 1 の利用者を識別するための利用者識別情報と、前記第 1 の利用者に割り当てられる仮想口座の情報とを対応付けて管理する管理工程と

前記仮想口座に対する振込を通じて前記第 1 の利用者にデジタルマネーをチャージする第 2 のサービスの利用者である第 2 の利用者から、前記第 1 の利用者に対応する仮想口座の照会要求を受け付けて、前記照会要求に含まれる前記利用者識別情報に紐づく仮想口座の情報を返却する返却工程と

を実行し、

前記管理工程は、

前記第 1 のサービスの利用申込に際して、前記第 1 のサービスの利用目的に応じた所定の情報を前記第 1 の利用者から取得し、前記利用者識別情報に対応付けて管理し、

前記利用目的が給与の振込入金の受取である場合、前記給与の振込入金の内容に含まれる振込元を示す情報が相違するか情報処理装置にて判定するための情報として、前記給与の振込元を示す前記第 1 の利用者の勤務先または雇用者の情報を前記第 1 の利用者から取得し、前記利用者識別情報に対応付けて管理する

ことを特徴とする情報処理方法。

【請求項 8】

コンピュータに、

仮想口座に対する振込入金をデジタルマネーで受け取る第 1 のサービスの利用者である第 1 の利用者を識別するための利用者識別情報と、前記第 1 の利用者に割り当てられる仮

10

20

30

40

50

想口座の情報とを対応付けて管理する管理手順と

前記仮想口座に対する振込を通じて前記第1の利用者にデジタルマネーをチャージする第2のサービスの利用者である第2の利用者から、前記第1の利用者に対応する仮想口座の照会要求を受け付けて、前記照会要求に含まれる前記利用者識別情報に紐づく仮想口座の情報を返却する返却手順と

を実行させ、

前記管理手順は、

前記第1のサービスの利用申込に際して、前記第1のサービスの利用目的に応じた所定の情報を前記第1の利用者から取得し、前記利用者識別情報に対応付けて管理し、

前記利用目的が給与の振込入金を受取である場合、前記給与の振込入金の内容に含まれる振込元を示す情報が相違するか情報処理装置にて判定するための情報として、前記給与の振込元を示す前記第1の利用者の勤務先または雇用者の情報を前記第1の利用者から取得し、前記利用者識別情報に対応付けて管理する

10

ことを特徴とする情報処理プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、主に企業と個人との間の商取引におけるキャッシュレス決済手段が広く消費者に認知されているが、特に、その利便性から、ユーザ個人が所有するスマートフォンなどのユーザ端末を用いてオンラインで行われる電子決済サービスが広く消費者の間に浸透しつつある。たとえば、電子決済サービスを利用して各種料金の支払いを行う技術なども提案されている。

20

【0003】

また、上述の電子決済サービスの中には、各種料金の支払いなどに留まらず、電子マネーや仮想通貨などのデジタルマネーをユーザ間で送金することが可能なサービスを提供するものも存在する。

【先行技術文献】

30

【特許文献】

【0004】

【文献】特開2021-119517号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、デジタルマネーを送金するサービスは、さらなるサービスの充実化を図る上で改善の余地がある。たとえば、給与の支払いや、給与以外の各種支払いなどを目的として、法人から個人に対する送金の要望も少なからず存在する。また、政府において検討が進められている、所謂「給与のデジタル払い」の導入が解禁されれば、法人から個人に対する送金の要望はさらに大きくなることが予測される。

40

【0006】

しかし、現状では、デジタルマネーの送金に関して、法人向けの法人アカウントの整備は追いついておらず、仮に、法人アカウントを整備したとしても、法人アカウントの利用に合わせたシステムを構築する必要があり、少なからず工数を要する。

【0007】

本願は、上記に鑑みてなされたものであって、デジタルマネーを送金するサービスの充実化を図ることができる情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

50

【 0 0 0 8 】

本願に係る情報処理装置は、管理部と、返却部とを有する。管理部は、仮想口座に対する振込入金をデジタルマネーで受け取る第1のサービスの利用者である第1の利用者を識別するための利用者識別情報と、第1の利用者に割り当てられる仮想口座の情報とを対応付けて管理する。返却部は、仮想口座に対する振込を通じて第1の利用者にデジタルマネーをチャージする第2のサービスの利用者である第2の利用者から、第1の利用者に対応する仮想口座の照会要求を受け付けて、照会要求に含まれる利用者識別情報に紐づく仮想口座の情報を返却する。

【 発明の効果 】

【 0 0 0 9 】

実施形態の一態様によれば、デジタルマネーを送金するサービスの充実化を図ることができるという効果を奏する。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 0 】

【 図 1 】 図 1 は、実施形態に係る情報処理の概要（その 1）の一例を示す図である。

【 図 2 】 図 2 は、実施形態に係る情報処理の概要（その 2）の一例を示す図である。

【 図 3 】 図 3 は、実施形態に係る情報処理の概要（その 3）の一例を示す図である。

【 図 4 】 図 4 は、実施形態に係る振込入金サービスによる振込入金の通知例を示す図である。

【 図 5 】 図 5 は、実施形態に係る法人向けサービスの概要を説明するための図である。

【 図 6 】 図 6 は、実施形態に係る法人向けサービスの処理の他の例を説明するための図である。

【 図 7 】 図 7 は、実施形態に係る決済サーバの構成例を示す図である。

【 図 8 】 図 8 は、実施形態に係る仮想口座情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。

【 図 9 】 図 9 は、実施形態に係る利用者情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。

【 図 1 0 】 図 1 0 は、実施形態に係る利用者情報記憶部に記憶される情報の他の例を示す図である。

【 図 1 1 】 図 1 1 は、実施形態に係る口座情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。

【 図 1 2 】 図 1 2 は、実施形態に係る参照サービス利用者情報記憶部 1 2 4 に記憶される情報の一例を示す図である。

【 図 1 3 】 図 1 3 は、実施形態に係る決済サーバにより実行される口座割当処理の処理手順例を示すフローチャートである。

【 図 1 4 】 図 1 4 は、実施形態に係る決済サーバにより実行される振込入金の反映処理の処理手順例を示すフローチャートである。

【 図 1 5 】 図 1 5 は、実施形態に係る法人向けサービスの処理の流れを示すシーケンス図である。

【 図 1 6 】 図 1 6 は、実施形態に係る決済サーバの機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。

【 発明を実施するための形態 】

【 0 0 1 1 】

以下に本願に係る情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムを実施するための形態（以下、「実施形態」と呼ぶ）について図面を参照しつつ詳細に説明する。なお、この実施形態により本願に係る情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムが限定されるものではない。また、以下の各実施形態において同一の部位には同一の符号を付し、重複する説明は省略される。

【 0 0 1 2 】

〔 1 . 実施形態 〕

10

20

30

40

50

図 1 を用いて、実施形態に係る情報処理装置などにより実現される情報処理について説明する。図 1 は、実施形態に係る情報処理の概要（その 1）の一例を示す図である。なお、図 1 では、実施形態に係る情報処理装置の一例である決済サーバ 100 によって、実施形態に係る情報処理などが実現されるものとする。

【0013】

（1-1. システム構成）

図 1 に示すように、実施形態に係る情報処理システム 1 は、利用者端末 10 と、銀行サーバ 20 と、決済サーバ 100 とを含む。利用者端末 10、銀行サーバ 20、及び決済サーバ 100 は、ネットワーク N（例えば、図 5 参照）を介して有線または無線により相互に通信可能に接続される。ネットワーク N は、例えば、インターネットなどの WAN（Wide Area Network）である。なお、図 1 に示した情報処理システム 1 には、複数の利用者端末 10 や、複数の銀行サーバ 20 や、複数の決済サーバ 100 が含まれていてもよい。

10

【0014】

図 1 に示す決済サーバ 100 は、実施形態に係る情報処理を実行する情報処理装置であり、サーバ装置やクラウドシステムなどにより実現される。たとえば、決済サーバ 100 は、利用者端末 10 を用いた電子決済に関する電子決済サービス（コード決済による電子マネーのやり取りを制御する所定の取引手段を提供するサービス）をサービス利用者に提供する。決済サーバ 100 は、電子決済サービスに関する情報処理を実行する。具体的には、決済サーバ 100 は、コード決済を実現するための利用者端末用のアプリケーションプログラム（以下、適宜「ユーザアプリ」と称する。）を、サービス利用者である一般消費者に配布する。決済サーバ 100 は、ユーザアプリ専用のインターフェイスを介して、ユーザアプリからの取引要求を受け付けた場合は、その取引要求に従って、口座間における電子マネーの送金処理などを含む情報処理を実行する。ユーザアプリは、決済先、決済元、及び決済額などの情報を含む取引情報を決済サーバ 100 に送信する。なお、取引情報には、上述の各情報の他、取引を個別に特定するための取引コードや、取引が行われた日時を特定するための日時情報（タイムスタンプ）などの情報が含まれていてもよい。

20

【0015】

また、決済サーバ 100 は、上述のサービスの 1 つとして、デジタルマネーの一例である電子マネーによる振込入金サービスを提供する。たとえば、決済サーバ 100 は、電子マネーによる給与の振込入金や、給与以外の各種振込入金を受け付けるサービスを提供する。具体的な情報処理の内容については後に詳述する。なお、給与の振込入金や、各種振込入金を受け付けるサービスは、コード決済を実現するためのユーザアプリ内で起動するミニアプリとして構成されてもよいし、このユーザアプリとは独立して用意された固有のアプリケーションプログラムであってもよい。

30

【0016】

図 1 に示す利用者端末 10 は、店舗から取引対象の提供を受ける一般消費者であり、決済サーバ 100 により提供されるサービスを利用する利用者 UX によって利用される情報処理装置である。利用者端末 10 は、たとえば、スマートフォンや、タブレット型端末、ノート型 PC（Personal Computer）、デスクトップ PC、携帯電話機、PDA（Personal Digital Assistant）などにより実現される。また、利用者端末 10 は、決済サーバ 100 によって配信される情報を、ウェブブラウザやアプリケーションにより表示する。なお、図 1 では、利用者端末 10 としてスマートフォンを例示している。

40

【0017】

なお、利用者端末 10 は、所定の情報処理を実現する制御情報を決済サーバ 100 から受け取った場合には、制御情報に従って情報処理を実現する。ここで、制御情報は、たとえば JavaScript（登録商標）などのスクリプト言語や CSS（Cascading Style Sheets）などのスタイルシート言語、Java（登録商標）などのプログラミング言語、HTML（HyperText Markup Language）などのマークアップ言語などにより記述される。なお、決済サーバ 100 から配信される所定のアプリケーションそのものを制御情報とみなしてもよい。

50

【 0 0 1 8 】

図 1 に示す銀行サーバ 2 0 は、希望者により開設された銀行口座を管理する銀行（「金融機関」の一例）に属する情報処理装置であり、サーバ装置やクラウドシステムなどにより実現される。たとえば、銀行サーバ 2 0 は、銀行口座の利用履歴として、各カード会社や、各種サービスの提供者による銀行口座からの引き落としに関する情報（引き落としした金額や、引き落としした日時等）や、現在の口座情報（口座残高等）などを、口座名義人に対応付けて管理する。

【 0 0 1 9 】

（ 1 - 2 . 利用者端末 1 0 を用いた決済について）

ここで、利用者端末 1 0 を用いたコード決済（電子決済）の一例について説明する。以下の説明では、店舗 X に配置された 2 次元コード（QRコード（登録商標））であって、店舗 X を識別する店舗識別情報を示す 2 次元コードを用いて、店舗 X から取引対象の提供を受ける利用者 U X が利用者端末 1 0 を用いた決済を行う例について説明する。なお、以下に説明するコード決済の一例は、任意の利用者が任意の利用者端末 1 0 を用いて、任意の店舗にて決済を行う場合においても適用可能である。また、店舗識別情報を示す 2 次元コードは、QRコードのみならず、バーコードや所定のマーク、番号などであってもよい。また、2次元コードは、紙などの媒体に印字された印刷物により物理的に構成される例に限られず、任意の端末に表示される画像情報により構成されていてもよい。

10

【 0 0 2 0 】

例えば、利用者 U X が店舗 X にて各種の商品やサービスといった取引対象の購入や利用に伴う決済を行う場合、利用者 U X は、利用者端末 1 0 に予めインストールされたユーザアプリを起動する。そして、利用者 U X は、ユーザアプリを介して、店舗 X に設置された 2 次元コードを撮影する。このような場合、利用者端末 1 0 は、取引対象の価格を入力するための画面を表示し、利用者 U X あるいは店舗 X の店員から決済金額の入力を受け付ける。そして、利用者端末 1 0 は、利用者 U X を識別する利用者識別情報と、店舗識別情報（もしくは、店舗識別情報が示す情報、すなわち、店舗 X を示す情報（たとえば、店舗 ID））と、決済額とを含む取引情報を決済サーバ 1 0 0 へと送信する。

20

【 0 0 2 1 】

決済サーバ 1 0 0 は、利用者端末 1 0 から取引情報を受け付けると、利用者識別情報が示す利用者 U X の口座から、店舗識別情報が示す店舗 X の口座へと、決済額に相当する分の電子マネーを移行させる。このとき、決済サーバ 1 0 0 は、決済額に相当する分の電子マネーから店舗 X に課金する所定の手数料を差し引いてから、店舗 X の口座へ移行させてもよい。そして、決済サーバ 1 0 0 は、取引が完了した旨の通知を利用者端末 1 0 へと送信する。このような場合、利用者端末 1 0 は、取引が完了した旨の画面や所定の音声を出力することで、電子マネーによる取引が完了した旨を利用者 U X に通知する。あるいは、決済サーバ 1 0 0 は、利用者識別情報が示す利用者 U X の口座から決済額に相当する分の電子マネーを引き出して店舗 X の売り上げ情報として管理し、所定のタイミングで売上に相当する額の現金を店舗 X が保有する銀行口座に振り込んでもよい。この場合、決済サーバ 1 0 0 は、利用者 U X の口座から決済額に相当する分の電子マネーを引き出したタイミングで、電子マネーによる取引が完了した旨を利用者 U X に通知してもよい。

30

40

【 0 0 2 2 】

なお、利用者端末 1 0 を用いた決済は、上述した処理に限定されるものではない。たとえば、利用者端末 1 0 を用いた決済は、店舗 X に設置された端末装置（以下、「店舗端末」と称する。）を用いたものであってもよい。具体的には、まず、利用者端末 1 0 は、利用者 U X を識別するための利用者識別情報を示すコード情報を画面上に表示させる。このような場合、店舗端末は、利用者端末 1 0 に表示されたコード情報から利用者識別情報を読み取り、読み取った利用者識別情報（もしくは、利用者識別情報が示す情報、すなわち、利用者 U X を示す情報（たとえば、利用者 ID））と、決済額と、店舗 X を識別する情報とを含む取引情報を決済サーバ 1 0 0 へと送信する。

【 0 0 2 3 】

50

決済サーバ100は、店舗端末から取引情報を受け付けると、利用者識別情報が示す利用者U Xの口座から、店舗Xの口座へと、決済額に相当する分の電子マネーを移行させる。そして、決済サーバ100は、店舗端末あるいは利用者端末10に対し、取引が完了した旨の通知を送信する。店舗端末あるいは利用者端末10は、取引が完了した旨の画面や所定の音声を出力することで、電子マネーによる取引が完了した旨を利用者U Xに通知する。また、決済サーバ100は、利用者識別情報が示す利用者U Xの口座から決済額に相当する分の電子マネーを引き出して店舗Xの売り上げ情報として管理し、所定のタイミングで売上に相当する額の現金を店舗Xが保有する銀行口座に振り込んでもよい。この場合、決済サーバ100は、利用者U Xの口座から決済額に相当する分の電子マネーを引き出したタイミングで、電子マネーによる取引が完了した旨を店員あるいは利用者U Xに通知してもよい。

10

【0024】

また、利用者端末10を用いた決済は、利用者U Xが予め電子マネーをチャージした口座から店舗Xの口座へと電子マネーを移行させる処理のみならず、たとえば、利用者U Xが予め登録したクレジットカードを用いた決済であってもよい。このような場合、たとえば、利用者端末10は、店舗Xの口座に対して決済金額が示す額の電子マネーを移行させるとともに、利用者U Xのクレジットカードの運用会社に対し、決済金額が示す額を請求してもよい。

【0025】

また、利用者端末10を用いた決済は、利用者U Xの口座から店舗Xの口座へと電子マネーを移行させる処理のみならず、たとえば、利用者U Xの口座から他のユーザの口座へと電子マネーを移行させる決済（すなわち、ユーザ間での送金）であってもよい。たとえば、送金元の利用者U Xが利用する利用者端末10は、送金先のユーザを識別する利用者識別情報（例えば、送金先の利用者が利用する端末装置に表示される利用者識別情報）を読み取り、利用者U Xから送金金額の入力を受け付け、読み取った識別情報と、送金金額と、利用者U Xを識別する利用者識別情報とを示す情報を決済サーバ100へと送信する。このような場合、決済サーバ100は、利用者U Xの口座から、送金先のユーザの口座へと、送金金額が示す額の電子マネーを移行させ、利用者端末10または送金先のユーザが利用する端末装置に対し、送金が完了した旨の画面や所定の音声を出力させることで、送金が行われた旨を通知してもよい。

20

30

【0026】

なお、利用者端末10を用いた送金は、上述した処理に限定されるものではない。たとえば、利用者端末10を用いた送金は、送金先のユーザの電話番号や、送金先のユーザを示す情報（たとえば、利用者ID）を利用者端末10に入力することにより行われてもよい。具体的な例を挙げると、利用者端末10は、送金先のユーザの電話番号または利用者IDと、送金金額との入力を利用者U Xから受け付け、入力された電話番号または利用者IDと、送金金額と、利用者U Xを識別する利用者識別情報とを決済サーバ100へと送信する。そして、決済サーバ100は、利用者U Xの口座から、送信された電話番号または利用者IDに紐づけられたユーザの口座へと、送金金額が示す額の電子マネーを移行させる。

40

【0027】

ここで、送金先のユーザの電話番号や利用者IDは、当該ユーザに関する情報と紐付けてユーザアプリに予め登録されていてもよい。この場合、利用者端末10は、ユーザアプリに登録されたユーザ（送金先）の指定と、当該ユーザへの送金金額の入力とを利用者U Xから受け付け、指定されたユーザに紐付けられた電話番号または利用者IDと、送金金額と、利用者U Xを識別する利用者識別情報とを決済サーバ100へと送信する。

【0028】

また、たとえば、利用者端末10を用いた送金は、送金金額を受け取るためのリンク情報を送金先のユーザに提供することにより行われてもよい。具体的な例を挙げると、利用者端末10は、利用者U Xから送金金額の入力を受け付けて送金金額を受け取るためのリ

50

リンク情報を生成し、リンク情報を含む電子メールを送信したり、リンク情報を含む投稿情報を SNS (Social Networking Service) に投稿したりすることで、送金先のユーザが利用する端末装置にリンク情報を提供する。そして、送金先のユーザがリンク情報を選択して受け取り操作を行った場合、決済サーバ 100 は、利用者 U X の口座から、送金先のユーザの口座へと、送金金額が示す額の電子マネーを移行させる。

【0029】

なお、上述した決済手段や決済サービスは、商品の購入や役務の提供に対する対価の提供（債務の精算）のためのものに限定されるものではない。例えば、上述したように、決済手段や決済サービスは、複数のユーザが有する口座間の送金に関する機能を有していてもよい。すなわち、上述した決済手段や決済サービスは、ユーザや店舗等、電子マネーの所有者と紐づく任意の所有者の口座間における電子マネーの送受信を制御するサービスであればよい。すなわち、実施形態に係る決済手段や決済サービスは、電子マネーのやり取りを実現するための各種制御（電子マネーを介した各種の口座間送金制御のみならず、電子マネー口座と銀行口座間のやり取りに関する制御や、分割、ボーナス払いに伴う処理といった各種債権処理、その他電子マネーを含む財産のやり取りに関する各種制御）を実行する取引手段や取引サービスであれば、任意の態様で提供されるものであってもよい。また、このような取引手段や取引サービスが実現する各種の制御には、決済に関する制御と送金に関する制御の両方が含まれていてもよく、いずれか一方のみが含まれていてもよい。すなわち、「取引」とは、電子マネーに関する「決済」のみならず、電子マネーの「送金」やその他各種の処理をも含む概念である。すなわち、決済サーバ 100 は、任意の所有者間における電子マネーのやり取りを制御する取引手段を実現する情報処理装置であってもよい。

10

20

【0030】

(1-3. 実施形態の概要について)

(1-3-1. 利用申込(その1))

以下、決済サーバ 100 が実行する振込入金サービスに関する情報処理の概要を説明する。まず、図 1 を用いて、振込入金サービスの利用申込に応じた処理の概要(その1)について説明する。図 1 は、電子マネーによる給与以外の振込入金を希望するサービス利用者による利用申込の概要を示している。

【0031】

なお、以下の説明では、利用者端末 10 を利用者 U X と同一視する場合がある。すなわち、以下では、利用者 U X を利用者端末 10 と読み替えることもできる。

30

【0032】

図 1 に示すように、決済サーバ 100 は、提携先の銀行（「金融機関」の一例）に属する銀行サーバ 20 に対して、仮想口座の貸し出しを要求する（ステップ S 11）。仮想口座とは、提携先の銀行において決済サーバ 100 を運営する事業者が所有する同一の銀行口座に紐付けられる複数の仮想口座である。なお、この仮想口座は、銀行口座としての機能を有するものではなく、振込先を特定するための固有の番号情報であり、各種振込を受け付けるための専用口座として機能する。銀行サーバ 20 は、決済サーバ 100 からの要求に応じて、仮想口座の貸出を行う（ステップ S 12）。なお、決済サーバ 100 は、一度に所定のボリュームの仮想口座（たとえば、最大 9, 999, 999 口座などの任意の数）を銀行サーバ 20 から借り受け可能である。

40

【0033】

利用者 U X は、利用者端末 10 に表示したユーザアプリのトップ画面（たとえば、画面 D 1-1）を通じて、振込入金用の専用口座作成依頼を決済サーバ 100 に送信する（ステップ S 13）。

【0034】

決済サーバ 100 は、利用者端末 10 から振込入金用の専用口座作成依頼を受信すると、仮想口座の割当、及び、利用者情報の登録を実行する（ステップ S 14）。たとえば、決済サーバ 100 は、提携先の銀行から予め貸し出された複数の仮想口座のうち未使用で

50

ある複数の仮想口座から任意に選択した仮想口座を、作成依頼元の利用者U Xに対応する専用口座（仮想口座）として任意に割り当てる。そして、決済サーバ100は、割り当てた専用口座（仮想口座）を特定するための口座情報と、利用者U Xに固有の識別情報とを関連付けて登録し、利用者情報として管理する。利用者U Xに固有の識別情報として、たとえば、電子決済サービスの利用登録時に決済サーバ100が利用者ごとに個別に割り振る利用者IDを利用できる。

【0035】

また、決済サーバ100は、法令により義務付けられている資金移動業における滞留規制の遵守を目的として、振込入金用の専用口座を振込先（送金先）として入金された金額のうち、所定額を超える額の現金を専用口座に紐付く利用者U Xに返金するための返金用の銀行口座の情報を、利用申込の際、利用者U Xから取得する。決済サーバ100は、利用者U Xから取得した返金用の銀行口座の情報を、上述の固有情報に関連付けて、利用者情報として登録する。

10

【0036】

仮想口座の割当、及び、利用者情報の登録が完了すると、決済サーバ100は、利用者端末10に対し、振込入金用の専用口座の情報として利用者U Xに割り当てた仮想口座を特定するための口座情報を送信することにより（ステップS15）、利用者U Xに口座情報を提供する。

【0037】

以下、振込入金サービスの利用申込に応じて、利用者端末10に表示される画面の遷移例を説明する。図1に示す画面D1-1は、利用者U Xの操作に従って、利用者端末10に表示されるユーザアプリのトップ画面の一例である。図1に示す画面D1-1には、振込入金の利用申込を行うためのアイコンOB1-1が設けられている。

20

【0038】

また、図1に示す画面D1-2は、利用者U XによるアイコンOB1-1の操作に従って、利用者端末10に表示される専用口座作成依頼画面の一例である。図1に示す画面D1-2には、振込入金用の専用口座作成依頼を決済サーバ100に送信するためのボタンOB1-2が設けられている。ボタンOB1-2は、たとえば、返金口座の情報の入力と、利用規約および個人情報の取り扱いに対する同意とを条件として、利用者U Xからの操作を受付可能な状態となるように構成されていてもよい。

30

【0039】

また、図1に示す画面D1-3は、利用者U XによるボタンOB1-2の操作に従って、利用者端末10から決済サーバ100に送信された振込入金用の専用口座作成依頼に応じて、決済サーバ100から利用者端末10に送信される応答画面の一例である。図1に示す画面D1-3には、決済サーバ100により作成された振込入金用の専用口座に関する情報が表示されている。利用者U Xは、この振込入金用の専用口座に関する情報を振込依頼先へ知らせる。振込依頼先は、利用者U Xから通知された振込入金用の専用口座を振込先（送金先）として振込入金を行う。決済サーバ100は、振込入金用の専用口座に対する振込入金があったことを検知すると、振込入金用の専用口座に対応する利用者U Xの電子マネー口座に対して、専用口座に対する入金額に相当する電子マネーをチャージする。すなわち、決済サーバ100は、振込入金用の専用口座に対応する利用者U Xのアカウントに紐づくマネー残高に対して入金額を反映させる。

40

【0040】

（1-3-2. 利用申込（その2））

以下、図2を用いて、振込入金サービスの利用申込に応じた処理の概要（その2）について説明する。図2は、実施形態に係る情報処理の概要（その2）の一例を示す図である。図2は、電子マネーによる給与の振込入金を希望するサービス利用者による利用申込の概要を示している。なお、図2に示すステップS21～ステップS22の処理手順は、図1に示すステップS11～ステップS12の処理手順に対応するので、説明は省略する。

【0041】

50

図2に示すように、利用者U Xは、利用者端末10に表示したユーザアプリのトップ画面（たとえば、画面D2-1）を通じて、給与受取用の専用口座作成依頼を決済サーバ100に送信する（ステップS23）。

【0042】

決済サーバ100は、利用者端末10から給与受取用の専用口座作成依頼を受信すると、仮想口座の割当、及び、利用者情報の登録を実行する（ステップS24）。たとえば、決済サーバ100は、提携先の銀行から予め貸し出された複数の仮想口座のうち未使用である複数の仮想口座から任意に選択した仮想口座を、作成依頼元の利用者U Xに対応する専用口座（仮想口座）として任意に割り当てる。そして、決済サーバ100は、割り当てた専用口座（仮想口座）を特定するための口座情報と、利用者U Xに固有の識別情報とを

10

【0043】

また、決済サーバ100は、上述の滞留規制の順守および給与を名目とする送金ミスの検出を目的として、利用申込の際、所定の必要事項に関する情報を利用者U Xから取得する。所定の必要事項として、勤務先または雇用者や、社員番号や、社内での氏名や、受け取る金額や、返金用銀行口座などが想定される。勤務先や雇用者に関する情報は、給与受取用の振込入金サービスにおける振込元（送金元）の確認などに用いることが想定される。また、社員番号は、振込入金に誤りがあった場合、振込元に本人確認を行うキーとして用いることが想定される。また、社内での氏名は、振込先（送金先）として指定された口座名義人の確認などに用いることが想定される。また、受け取る金額は、事前に所定の金額を超えないように調整するために用いることが想定される。返金用銀行口座は、所定の金額を超える額を振込先（送金先）として用いることが想定される。決済サーバ100は、利用者U Xから取得した所定の情報を、上述の固有情報に関連付けて、利用者情報として登録する。

20

【0044】

仮想口座の割当、及び、利用者情報の登録が完了すると、決済サーバ100は、利用者端末10に対して、利用者U Xに割り当てた仮想口座に関する口座情報を送信することにより（ステップS25）、利用者U Xに口座情報を提供する。

30

【0045】

以下、電子マネーによる給与受取のための振込入金サービスの利用申込に応じて、利用者端末10に表示される画面の遷移例を説明する。図2に示す画面D2-1は、利用者U Xの操作に従って、利用者端末10に表示されるユーザアプリのトップ画面の一例である。図2に示す画面D2-1には、電子マネーによる給与受取の利用申込を行うためのアイコンOB2-1が設けられている。

【0046】

また、図2に示す画面D2-2は、利用者U XによるアイコンOB2-1の操作に従って、利用者端末10に表示される専用口座作成依頼画面の一例である。図2に示す画面D2-2には、給与受取用の専用口座作成依頼を決済サーバ100に送信するためのボタンOB2-2が設けられている。ボタンOB2-2は、たとえば、所定の必要事項の入力と、利用規約および個人情報の取り扱いに対する同意とを条件として、利用者U Xからの操作を受付可能な状態となるように構成されていてもよい。

40

【0047】

また、図2に示す画面D2-3は、利用者U XによるボタンOB2-2の操作に従って、利用者端末10から決済サーバ100に送信された給与受取用の専用口座作成依頼に応じて、決済サーバ100から利用者端末10に送信される応答画面の一例である。図2に示す画面D2-3には、決済サーバ100により作成された給与受取用の専用口座に関する情報が表示されている。ここで、決済サーバ100は、給与受取用の専用口座の支店名として、給与受取用であることを示す名称（たとえば、「キユウヨ支店」）を付与する。

50

利用者U Xは、この給与受取用の専用口座の情報を振込依頼先へ知らせる。振込依頼先は、利用者U Xから通知された給与受取用の専用口座を振込先（送金先）として送金を行う。決済サーバ100は、振込依頼先から給与受取用の専用口座に対する入金を検知すると、給与受取用の専用口座に対応する利用者U Xの電子マネー口座に対して、入金額に相当する電子マネーをチャージする。すなわち、決済サーバ100は、給与受取用の専用口座に対応する利用者U Xのアカウントに紐づくマネー残高に対して入金額を反映させる。

【0048】

上述したように、決済サーバ100は、給与以外の振込入金や、給与の振込入金などの利用目的ごとに仮想口座を利用者に割り当てることができる。なお、図1や図2に示す例では、決済サーバ100は、給与以外の振込入金サービスの利用申込と、給与の振込入金サービスの利用申込とをそれぞれ個別に受け付ける場合の処理の概要を説明したが、この例には特に限定される必要はない。たとえば、決済サーバ100は、振込入金サービスの利用申込を受け付けた後、利用目的が給与以外の振込入金か、又は、給与の振込入金かをサービス利用者に選択させるようにしてもよい。

10

【0049】

また、決済サーバ100は、給与以外の振込入金サービスの利用申込に応じて、振込入金サービス用の専用口座としてサービス利用者に割り当てられる仮想口座は、利用可能な期限が予め設定されている有効期限付きの仮想口座であってもよい。なお、決済サーバ100は、給与以外の振込入金サービスの利用申込に応じて、サービス利用者に割り当てられる仮想口座はワンタイム口座であってもよい。これにより、仮想口座の新陳代謝を促し、仮想口座の有効活用を図ることができる。

20

【0050】

また、決済サーバ100は、サービス利用者に対して利用目的ごとに仮想口座を割り当てる場合、利用目的ごとにマネー残高を管理してもよい。たとえば、決済サーバ100は、図1に示す給与以外の振込入金サービスによる振込入金に対応するマネー残高と、図2に示す給与受取用の振込入金サービスによる振込入金に対応するマネー残高とをそれぞれ個別に管理できる。

【0051】

(1-4. 振込入金反映処理)

以下、図3を用いて、振込入金サービスによる振込入金の反映処理の概要について説明する。図3は、実施形態に係る情報処理の概要（その3）の一例を示す図である。図3は、サービス利用者である利用者U Xおよび利用者U Yが給与以外の振込入金サービスの利用申込を行い、利用者U Zが給与の振込入金サービスの利用申込を行った場合の情報処理システム1における処理の概要を示している。

30

【0052】

図3に示すように、利用者U Xは、振込入金サービスを利用する場合、決済サーバ100から通知された振込入金用の専用口座を示す情報を含む振込先情報を振込依頼先に通知する。たとえば、利用者U Xは、銀行名：「ABC銀行」や、支店番号：「123」や、支店名：「DEF」や、口座種別：「普通」や、仮想口座を示す口座番号：「111112」や、（口座名義人の）氏名：「トッキョケンイチ」を振込依頼先の企業Aに通知する。

40

【0053】

また、利用者U Yは、振込入金サービスを利用する場合、決済サーバ100から通知された振込入金用の専用口座を示す情報を含む振込先情報を振込依頼先に通知する。たとえば、利用者U Yは、銀行名：「ABC銀行」や、支店番号：「123」や、支店名：「DEF」や、口座種別：「普通」や、仮想口座を示す口座番号：「111113」や、（口座名義人の）氏名：「イショウサクラコ」を振込依頼先の企業Bに通知する。

【0054】

また、利用者U Zは、振込入金サービスを利用する場合、決済サーバ100から通知された給与受取用の専用口座を示す情報を含む振込先情報を振込依頼先に通知する。たとえば、利用者U Zは、銀行名：「ABC銀行」や、支店番号：「123」や、支店名：「キ

50

ユウヨ支店」や、口座種別：「普通」や、仮想口座を示す口座番号：「111111」や、（口座名義人の）氏名：「ショウヒョウジン」を振込依頼先の雇用者Cに通知する。

【0055】

企業Aは、利用者UXから振込入金依頼を受け付けると、利用者UXから通知された振込先情報に基づいて振込入金を行う。たとえば、企業Aは、自らが銀行口座を所有する仕向銀行から、振込先情報に記された銀行（支店）の口座および口座名義人を送金先として、利用者UXから指定された金額を送金する。図3では、企業Aは、口座名義人が「トッキョケンイチ」である専用口座番号：「111112」に対して、現金：「¥30,000」の送金を行う例が示されている。

【0056】

企業Bは、利用者UYから振込入金依頼を受け付けると、利用者UYから通知された振込先情報に基づいて振込入金を行う。たとえば、企業Bは、自らが銀行口座を所有する仕向銀行から、振込先情報に記された銀行（支店）の口座および口座名義人を送金先として、利用者UXから指定された金額を送金する。図3では、企業Bは、口座名義人が「イショウサクラコ」である専用口座番号：「111113」に対して、現金：「¥50,000」の送金を行う例が示されている。

【0057】

雇用者Cは、利用者UZから給与を受け取るための振込入金依頼を受け付けると、利用者UZから通知された振込先情報に基づいて振込入金を行う。たとえば、雇用者Cは、自らが銀行口座を所有する仕向銀行から、振込先情報に記された銀行（支店）の口座および口座名義人を送金先として、利用者UZの給与を送金する。図3では、雇用者Cは、口座名義人が「ショウヒョウジン」である専用口座番号：「111111」に対して、給与：「¥250,000」の送金を行う例が示されている。

【0058】

決済サーバ100は、同一の銀行口座に紐付けられた複数の仮想口座の中から利用者ごとに個別に割り当てられた専用口座（仮想口座）に対する振込入金を検知する検知処理を実行する（ステップS31）。たとえば、決済サーバ100は、所定のタイミングで複数の専用口座（仮想口座）が紐付けられている銀行口座の残高を確認する。そして、決済サーバ100は、該当の銀行口座の残高が増えている場合、送金先として指定されている専用口座（仮想口座）を示す専用口座番号を個別に特定する。

【0059】

また、決済サーバ100は、振込入金の専用口座番号に対する入金検知されると、振込内容を確認する処理を実行する（ステップS32）。そして、決済サーバ100は、振込内容の確認結果に応じた処理を実行する（ステップS33～ステップS35）。

【0060】

たとえば、決済サーバ100は、振込入金の送金先である対象利用者（たとえば、利用者UXや利用者UY、利用者UZなど）に紐づく専用口座（仮想口座）の残高を取得する。そして、決済サーバ100は、専用口座（仮想口座）に対して振込入金の入金額を反映した後の残高が所定の金額を超えるかどうかを判定する。

【0061】

決済サーバ100は、専用口座（仮想口座）の残高が所定の金額を超えていない場合、対象利用者が所有する電子マネーのマネー残高に対して、振込入金の入金額を反映させるチャージ処理を実行する（ステップS33）。一方、決済サーバ100は、専用口座（仮想口座）の残高が所定の金額を超えている場合、対象利用者に予め紐付けられている銀行口座を送金先として、所定の金額を超える分に相当する額の現金を送金する返金処理を実行する（ステップS34）。

【0062】

また、決済サーバ100は、検知した振込入金が入金である場合、対象利用者に対して、振込内容の確認するための確認依頼を送信してもよい（ステップS35）。たとえば、決済サーバ100は、振込入金振込元が、対象利用者が予め設定した勤務

10

20

30

40

50

先や雇用者とは異なっている場合、給与受取用の入金で間違いがないか否かの確認通知を利用者端末10に送信してもよい。この場合、決済サーバ100は、対象利用者からの確認が取れた場合、マネー残高のチャージなどの処理を実行する。また、決済サーバ100は、対象利用者の振込入金の履歴を辿り、給与受取用の入金が不規則なタイミングで行われている場合、給与受取用の振込入金で間違いがないかを対象利用者を確認するための確認通知を利用者端末10に送信してもよい。なお、決済サーバ100は、対象利用者の振込入金の履歴を辿り、利用目的が給与以外である振込入金が一定のタイミングで継続的に検知された場合、給与受取用の振込入金の間違ひではないか否かを対象利用者にお問い合わせのための確認通知を利用者端末10に送信してもよい。これにより、利用目的を誤って、振込入金サービスが利用されることを防止できる。

10

【0063】

また、決済サーバ100は、所定のタイミングで、マネー残高のうち給与の内訳で管理されているマネー残高を示す情報をサービス利用者ごとに取得し、提携先の銀行に通知してもよい。資金移動業者が破綻した場合に、給与として支払われた電子マネーを、提携先の銀行が保証する場合がある。そのようなケースにおいて、提携先の銀行が、給与として利用者に支払われた電子マネーの残高を確認することは、保証が必要な金額を把握することが出来る点で有用である。

【0064】

また、決済サーバ100は、給与受取用の振込入金サービスの利用申込の際、振込入金の入金額のうち、電子マネーで受け取る金額の選択を利用者から受付可能としてもよい。この場合、決済サーバ100は、入金額から電子マネーで受け取る分を差し引いた差額を現金で対象利用者の銀行口座に振り込むように処理できる。

20

【0065】

また、決済サーバ100を運営する事業者は、1回(1shot)の入金額が所定の金額を超える場合、振込入金の受付を拒否するように提携先の銀行との間で事前に申合せをしておいてもよい。たとえば、決済サーバ100は、所定のタイミングで、仮想口座に対する入金の受付を拒否する所定の金額を示す情報を、銀行サーバ20に送信する。なお、所定の金額は、利用目的(振込入金サービス)ごとに設定されてもよい。

【0066】

また、決済サーバ100は、銀行サーバ20において仮想口座に対する入金の受付が拒否する処理が行われた振込入金に関する情報を銀行サーバ20から取得してもよい。たとえば、決済サーバ100は、給与受取用の振込入金サービスにおいて、1回(1shot)の入金額が所定の金額を超えている場合、次回も所定の金額を超える蓋然性が高いと判定する。この場合、決済サーバ100は、振込入金の送金先である仮想口座に紐づく対象利用者に対して、次回も給与受取用の振込入金サービスの利用を継続するか否かの確認通知を送信する。これにより、提携先の銀行において、次回も入金の受付が拒否されてしまうことを回避できる。

30

【0067】**(1-5.入金通知例)**

以下、図4を用いて、振込入金サービスによる振込入金のお知らせについて説明する。図4は、実施形態に係る振込入金サービスによる振込入金のお知らせを示す図である。図4では、振込入金サービスにより利用者UXに対する入金が行われた場合の入金のお知らせを示している。

40

【0068】

図4に示す画面D3-1は、利用者UXの操作に従って、利用者端末10に表示されるユーザアプリのトップ画面の一例である。図4に示す画面D3-1には、振込入金サービスによる入金があった旨を利用者UXに通知するための通用用のポップアップOB3-1が表示されている。

【0069】

図4に示す画面D3-2は、利用者UXによるポップアップOB3-1の操作に従って

50

、利用者端末10に表示されるお知らせ詳細画面の一例である。図4では、画面D3-2に、「企業Aから30,000円の入金がありました。」というように、ポップアップOB3-1に対応する詳細情報が表示される例が示されている。これにより、両社UXは、振込入金サービスが正常に機能したことを確認できる。

【0070】

(1-6. 法人向けサービスの処理)

以下、法人向けに提供するサービスの処理の一例について説明する。たとえば、上述してきた情報処理の一例では、企業が、利用者から通知された振込先情報に基づいて振込入金を行う場合について説明した。以下では、企業が利用者から振込先情報を取得することなく、振込入金を実現する法人向けサービスに関する情報処理の一例を説明する。図5は、実施形態に係る法人向けサービスの概要を説明するための図である。

10

【0071】

なお、以下の説明において、企業Aを、企業Aにより使用される企業サーバ30と同一視する場合がある。すなわち、以下では、企業Aを企業サーバ30と読み替えることができる。

【0072】

(契約関係)

図5に示す事業者Jは、決済サーバ100の運営および管理を行う。事業者Jは、上述した振込入金サービス(「第1のサービス」の一例)を提供するにあたり、連携金融機関との間で、仮想口座の利用に関する契約を締結する。また、事業者Jは仮想口座の利用に際して、連携金融機関に所定の手数料を支払う。また、事業者Jは、振込入金サービスの利用規約への同意(利用契約の締結)を条件として振込入金サービスの提供を行う。上述したように、事業者Jは、振込入金サービスの提供にあたり、利用者UXに割り当てた仮想口座番号に対して、ユーザアカウントとして利用者UXに個別に割り振った利用者IDの紐付けを行う。また、事業者Jは、利用者IDに紐付けを行った仮想口座番号の参照を可能とするチャージ専用口座の参照サービス(「第2のサービス」の一例)の提供を行う。

20

【0073】

また、事業者Jは、振込入金サービスの利用規約への同意(利用契約の締結)を条件として、利用者UX(「第1の利用者」の一例)に対し、振込入金サービスを提供する。利用者UXは、振込入金サービスを利用することにより、上述の仮想口座に対する振込入金を電子マネーなどのデジタルマネー(以下、「電子マネー」と称する。)で受け取ることができる。また、事業者Jは、参照サービスの利用規約への同意(利用契約の締結)を条件として、企業Aに対し、チャージ専用口座の参照サービスを提供する。

30

【0074】

また、企業A(「第2の利用者」の一例)は、上述した参照サービスの利用にあたり、事業者Jとの間で参照サービスの利用契約を締結する。企業Aは、参照サービスを利用することにより、利用者UXから振込先情報を取得することなく、決済サーバ100から利用者UXに紐付く仮想口座番号を取得し、取得した仮想口座番号を用いて、利用者UXに対する電子マネーのチャージを行うことができる。また、企業Aは、利用者UXに対して電子マネーのチャージを行う前に、電子マネーによる受取の承諾を利用者UXから予め取得しておく。

40

【0075】

(資金の流れについて)

以下、企業Aが参照サービスを利用して、利用者UXに対して電子マネーをチャージする情報処理の概要と、この情報処理に伴う資金の流れについて説明する。たとえば、企業Aは、各利用者に対する所定の利益の還元を行うキャンペーンを開催中である場合、電子マネーで還元を受けることを希望する利用者UXから予め承諾を取得する。

【0076】

そして、企業Aは、たとえば、キャンペーンサイトなどのウェブサイトを通じて、利用者UXに対し、振込入金サービスで利用する利用者ID(「利用者識別情報」の一例)の

50

提供を要求する。利用者U Xは、企業Aからの要求に応じて利用者I Dを提供する。ここで、振込入金サービスの利用に際して利用者U Xに対して付与される利用者I Dは、振込入金サービスの利用目的ごとに付与される。たとえば、利用者U Xが、振込入金サービスを給与受取の目的で利用する場合には給与受取用の利用者I Dが付与され、振込入金サービスを給与以外の振込入金を受ける目的で利用する場合には振込入金用の利用者I Dが付与される。図5に示す場合、たとえば、利用者U Xは、振込入金用の利用者I Dを企業Aに提供する。

【0077】

企業A（たとえば、企業サーバ30）は、利用者U Xから利用者I Dを取得すると、利用者U Xに対応する仮想口座の照会要求を決済サーバ100に送る。たとえば、企業Aは、利用者U Xから取得した利用者I Dを照会要求に含めて決済サーバ100に送る。

10

【0078】

決済サーバ100は、参照サービスの利用規約への同意を条件として、企業Aに対し、チャージ専用口座の参照サービスを提供する。決済サーバ100は、参照サービスを利用する企業Aから仮想口座の照会要求を受け付けると、照会要求に含まれる利用者I Dに紐づく仮想口座の情報を返却する。たとえば、決済サーバ100は、利用者I Dと仮想口座番号とを対応付けて管理する利用者情報から、照会要求に含まれる利用者I Dに対応付けられている仮想口座番号を取得し、取得した仮想口座番号を企業Aに送信する。

【0079】

企業Aは、決済サーバ100から仮想口座番号を受信すると、仮想口座番号を振込先として、たとえば、企業Aが所有する金融機関口座から仮想口座に対して銀行振込を行う。

20

【0080】

事業者Jの連携金融機関は、企業Aから仮想口座に対する振込入金を確認すると、連携金融機関において事業者Jが所有する収納先口座に対して、仮想口座の残高を収納する。

【0081】

決済サーバ100は、連携金融機関からの通知を受け、企業Aからの振込入金を検知すると、振込内容を確認し、チャージ処理（残高加算）を実行する。具体的には、決済サーバ100は、振込先の仮想口座番号に対応付けられている利用者I Dを特定し、特定した利用者I Dに紐づくマネー残高に対して、振込入金の入金額を反映させる（入金額に相当する額を利用者I Dに紐づく残高に加算する）。

30

【0082】

このようにして、決済サーバ100は、企業Aが利用者U Xから取得する利用者I Dのみで、利用者U Xに対する電子マネーのチャージを行うことが可能な情報処理を実現できる。これにより、決済サーバ100は、法人アカウントの整備やシステム構築を要することなく、法人から個人に向けて電子マネーを送金することが可能なサービスを実現でき、電子マネーを送金するサービスを充実化できる。また、決済サーバ100は、振込元である企業Aと振込先である利用者U Xとの間で利用者I Dのみをやり取りするので、利用者U Xによる振込先情報の指定ミスなどにより、誤った振込先に振込入金が行われてしまう事態を回避できる。

【0083】

また、決済サーバ100は、振込入金サービスの利用目的ごとに、利用者I Dおよび仮想口座を個別に割り振ってもよい。この場合、決済サーバ100は、振込入金サービスの利用目的ごとに個別に割り振った利用者I Dと仮想口座番号とを対応付けて管理する。これにより、利用目的ごとのチャージを簡潔なスキームで実現できる。

40

【0084】

また、決済サーバ100は、企業Aからの問合せに応じて、利用者U Xの振込入金サービスの利用契約が有効であるか否かの情報を返却してもよい。この場合、決済サーバ100は、利用者I Dと、振込入金サービスの利用契約が有効か否かを示す情報とを対応付けた利用者情報を管理しておく。そして、決済サーバ100は、企業Aからの問合せに応じて、利用者U Xの利用者情報を参照し、利用者U Xの振込入金サービスの利用契約が有効

50

か否かを示す情報を企業 A に返却する。これにより、決済サーバ 100 は、企業 A が、振込入金サービスの利用契約が無効な状態にある利用者 U X に対する振込入金を実行してしまうことを未然に防止することをサポートできる。

【0085】

(1-7. 法人向けサービスの処理の他の例)

振込入金サービスの利用に際して利用者 U X に対して付与される利用者 ID は、振込入金サービスの利用目的ごとに付与される例を説明したが、複数の利用目的に対して単数の利用者 ID が付与されてもよい。以下では、この場合の処理の一例について説明する。図 6 は、実施形態に係る法人向けサービスの処理の他の例を説明するための図である。

【0086】

図 6 に示すように、企業 A が管理する企業サーバ 30 は、所定の利用者（たとえば、利用者 U X ）に対応する仮想口座の照会要求を決済サーバ 100 に送信する（ステップ S 41）。このとき、企業サーバ 30 は、照会要求に対して、所定の利用者から取得した利用者 ID（たとえば、U001）と、所定の利用者により設定される利用目的（たとえば、給与受取）を含める。なお、図 6 に示す処理の前提として、企業 A は、所定の利用者から、利用目的ごとに電子マネーによる受取の承諾を受けておく。また、企業 A は、チャージ専用口座の参照サービスの利用に際して、事業者 J との間で、利用目的ごとに契約を締結する（規約への同意を行う）。

【0087】

決済サーバ 100 は、企業サーバ 30 から照会要求を受信すると、参照サービス利用者情報記憶部 124 を参照して、照会要求の送信元である企業 A が照会要求に含まれる利用目的に関する契約を有しているか否かを確認する（ステップ S 42）。図 6 に示すように、参照サービス利用者情報記憶部 124 は、相互に対応付けられた「企業 ID」の項目や「利用目的」の項目を有している。決済サーバ 100 は、参照サービスの利用契約の締結の際、契約者である企業 A の識別情報である企業 ID と利用目的の情報を取得して、取得した情報を参照サービス利用者情報記憶部 124 に登録して管理する。図 6 に示す例では、企業 ID：「K101」と利用目的：「給与受取」とが対応付けられている。図 6 に示す場合、決済サーバ 100 は、照会要求に含まれる要求元 ID（企業 ID）および利用目的が、参照サービス利用者情報記憶部 124 に登録されている情報と一致しているので、照会要求の送信元である企業 A が利用目的：「給与受取」に関する契約を有しているものと判断する。

【0088】

決済サーバ 100 は、照会要求の正当性を確認後、利用者情報記憶部 122 を参照して、照会要求に含まれる利用者 ID および利用目的に対応付けられている仮想口座番号を取得する（ステップ S 43）。図 6 に示すように、利用者情報記憶部 122 は、「利用者 ID」の項目や、「利用目的」の項目や、「仮想口座番号」の項目を有し、これらの項目についての情報を相互に対応付けて記憶する。図 6 に示す例では、利用者 ID：「U001」に対して、複数の利用目的：「給与受取」および「振込入金」が対応付けられており、さらに、各利用目的に割り振られている仮想口座番号が対応付けられている。図 6 に示す場合、決済サーバ 100 は、照会要求に含まれる利用者 ID：「U001」および利用目的：「給与受取」をキーとして、仮想口座番号：「111114」を取得する。

【0089】

そして、決済サーバ 100 は、取得した仮想口座番号を企業サーバ 30 に返却（送信）する（ステップ S 44）。以後、企業サーバ 30 は、図 5 に示す場合と同様に、後続の処理を実行する。

【0090】

このようにして、決済サーバ 100 は、振込入金サービスの利用者について、複数の利用目的に対して単数の利用者 ID を対応付けて管理するので、振込入金の際の振込先の誤りを防止できる。

【0091】

10

20

30

40

50

〔 2 . 決済サーバの構成 〕

次に、図 7 を用いて、決済サーバ 1 0 0 の構成について説明する。図 7 は、実施形態に係る決済サーバの構成例を示す図である。図 7 に示すように、決済サーバ 1 0 0 は、通信部 1 1 0 と、記憶部 1 2 0 と、制御部 1 3 0 とを有する。

【 0 0 9 2 〕

（通信部 1 1 0 について）

通信部 1 1 0 は、例えば、NIC（Network Interface Card）等によって実現される。そして、通信部 1 1 0 は、ネットワーク N と有線または無線で接続され、利用者端末 1 0 や、銀行サーバ 2 0 や、企業サーバ 3 0 などとの間で情報の送受信を行う。

【 0 0 9 3 〕

（記憶部 1 2 0 について）

記憶部 1 2 0 は、例えば、RAM（Random Access Memory）、フラッシュメモリ（Flash Memory）等の半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスク等の記憶装置によって実現される。図 7 に示すように、記憶部 1 2 0 は、仮想口座情報記憶部 1 2 1 と、利用者情報記憶部 1 2 2 と、口座情報記憶部 1 2 3 と、参照サービス利用者情報記憶部 1 2 4 とを有する。なお、記憶部 1 2 0 は、上述した参照サービスの利用者に関する情報を記憶してもよい。

【 0 0 9 4 〕

（仮想口座情報記憶部 1 2 1 について）

仮想口座情報記憶部 1 2 1 は、提携先の銀行から貸し出しを受けた仮想口座に関する情報を記憶する。図 8 は、実施形態に係る仮想口座情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。図 8 に示すように、仮想口座情報記憶部 1 2 1 が記憶する仮想口座に関する情報は、「仮想口座番号」の項目と、「ステータス」の項目とを有している。

【 0 0 9 5 〕

「仮想口座番号」の項目には、提携先の銀行において決済サーバ 1 0 0 を運営する事業者が所有する同一の銀行口座に紐付けられる複数の仮想口座の各々に固有の口座番号が記憶される。なお、この仮想口座は、銀行口座としての機能を有するものではなく、振込先（送金先）を特定するための固有の番号情報であり、各種振込を受け付けるための専用口座として機能する。「ステータス」の項目には、該当の仮想口座を示す口座番号が使用されている状態（サービス利用者に割り当てられている状態）であるかどうかを示す情報が記憶される。

【 0 0 9 6 〕

たとえば、図 8 によれば、仮想口座番号のうち、「1 1 1 1 1 1」や「1 1 1 1 1 2」、「1 1 1 1 1 3」が使用中の状態であり、「9 9 9 9 9 9」が未使用の状態であることが示されている。

【 0 0 9 7 〕

（利用者情報記憶部 1 2 2 について）

利用者情報記憶部 1 2 2 は、振込入金サービスのサービス利用者に関する利用者情報を記憶する。図 9 は、実施形態に係る利用者情報記憶部に記憶される利用者情報の一例を示す図である。図 9 に示すように、利用者情報記憶部 1 2 2 に記憶されている利用者情報は、「利用者 ID」の項目や、「口座 ID」の項目や、「仮想口座番号」の項目や、「利用目的」の項目や、「利用者名」の項目や、「勤務先 / 雇用者」の項目や、「社員番号」の項目や、「社内での氏名」の項目や、「受け取る金額（万円）」の項目や、「返金用銀行口座」の項目や、「サービスステータス」の項目といった複数の項目を有する。利用者情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

【 0 0 9 8 〕

「利用者 ID」の項目には、振込入金サービスのサービス利用者（たとえば、図 5 に示す利用者 U X）に固有の識別情報である利用者 ID が記憶される。たとえば、利用者 ID は、振込入金サービスの利用目的ごとに、サービス利用者に対して個別に割り振られる。「口座 ID」の項目には、仮想口座を一意に識別するための識別情報である口座 ID が記

10

20

30

40

50

憶される。なお、利用者情報は、本実施形態に係る情報処理の実行に支障がない場合、「口座ID」の項目を有していなくてもよい。「仮想口座番号」の項目には、サービス利用者に割り当てられている仮想口座を特定するための仮想口座番号の情報が記憶される。「利用目的」の項目には、振込入金サービスの利用目的を示す情報が記憶される。たとえば、「利用目的」の項目に「振込入金」が記憶されている場合、仮想口座に対する給与以外の名目の振込入金を電子マネーとして受け取ることを目的としていることを意味する。また、「利用目的」の項目に「給与受取」が記憶されている場合、仮想口座に対する給与の名目の振込入金を電子マネーとして受け取ることを目的としていることを意味する。「利用者名」の項目には、サービス利用者の氏名を示す情報が記憶される。

【0099】

「勤務先/雇用者」の項目には、サービス利用者が勤務する企業名や、サービス利用者を雇用する雇用者を示す情報が記憶される。勤務先や雇用者に関する情報は、給与受取用の振込入金サービスにおける振込元の確認などに用いることが想定される。

【0100】

「社員番号」の項目には、勤務先においてサービス利用者に付与されている社員番号を示す情報が記憶される。社員番号は、振込入金に誤りがあった場合、振込元に本人確認を行うキーとして用いることが想定される。

【0101】

「社内での氏名」の項目には、勤務先におけるサービス利用者の氏名を示す情報が記憶される。社内での氏名は、送金先として指定された口座名義人の確認などに用いることが想定される。

【0102】

「受け取る金額(万円)」の項目には、サービス利用者が勤務先や雇用者から受け取ることが予定されている給与の額を示す情報が記憶される。受け取る金額は、事前に所定の金額を超えないように調整するために用いることが想定される。

【0103】

「返金用銀行口座」の項目には、サービス利用者が所有する銀行口座を示す情報が記憶される。「返金用銀行口座」の項目に記憶される銀行口座は、振込入金サービスによる1回の入金額が所定の金額を超える場合、又は、入金額を反映した後の仮想口座の残高が所定の金額を超える場合、残高が所定の金額を超える分に相当する額の現金の返金先として利用される。なお、「勤務先/雇用者」の項目や、「社員番号」の項目や、「社内での氏名」の項目や、「受け取る金額(万円)」の項目や、「返金用銀行口座」の項目に対応する情報は、サービス利用者が給与受取用の振込入金サービスの利用申込を行った場合に記憶される。

【0104】

「サービスステータス」の項目には、サービス利用者の振込入金サービスの利用契約が有効であるか否かの情報が記憶される。たとえば、「サービスステータス」の項目に「有効」と記憶されている場合、振込入金サービスの利用契約が有効な状態で存続していることを意味し、「サービスステータス」の項目に「無効」と記憶されている場合、振込入金サービスの利用契約が解除され、利用契約が消滅していることを意味する。

【0105】

図9によれば、利用者ID:「U001-1」によって識別されるサービス利用者に割り当てられている振込入金用の仮想口座の口座番号は「111112」であり、氏名は「トッキョケンイチ」であり、「返金用銀行口座」は「D銀行 支店の普通口座*****」であり、振込入金サービスの利用契約は有効な状態で存続していることが示されている。また、利用者ID:「U001-2」によって識別されるサービス利用者に割り当てられている給与受取用の仮想口座の口座番号は「111114」であり、氏名は「トッキョケンイチ」であり、「返金用銀行口座」は「D銀行 支店の普通口座*****」であり、振込入金サービスの利用契約は消滅していることが示されている。

【0106】

10

20

30

40

50

なお、上述したように、振込入金サービスの利用者について、複数の利用目的に対して単数の利用者IDを対応付けて管理してもよい。図10は、実施形態に係る利用者情報記憶部に記憶される情報の他の例を示す図である。図10に示す利用者情報記憶部122に記憶される情報は、図9に示す例とは異なり、たとえば、利用者ID：「U001」に対応付けて、複数の利用目的：「給与受取」および「振込入金」と、各利用目的に割り振られている仮想口座番号とを記憶する。

【0107】

(口座情報記憶部123について)

口座情報記憶部123は、電子決済サービスにおいてサービス利用者が所有する電子マネー口座(決済口座)に関する各種の情報(口座情報)を記憶する。図11は、実施形態に係る口座情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。図11に示すように、口座情報記憶部123に記憶される口座情報は、「口座ID」の項目や、「所有者ID」の項目や、「残高」の項目や、「内訳」といった複数の項目を有する。口座情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

10

【0108】

「口座ID」項目には、電子マネー口座(決済口座)を識別するための識別情報が記憶される。「所有者ID」項目には、口座IDに紐付けられた電子マネー口座(決済口座)を所有する所有者を識別するための識別情報が記憶される。「所有者ID」の項目には、利用者IDの項目に記憶される情報と同一の情報が記憶されてもよい。

【0109】

「残高」項目には、電子マネー口座(決済口座)に記録された電子マネーのマネー残高(総残高)を示す情報が記憶される。「内訳」項目には、マネー残高の内訳を示す情報が記憶される。具体的には、「内訳」項目には、「給与」の項目および「給与以外」の項目が含まれている。「給与」項目には、給与受取用の振込入金サービスを通じて、給与として振込入金されたデジタルマネーの残高を示す情報が記憶される。「給与以外」項目には、振込入金サービスを通じて給与以外として振込入金されたデジタルマネーの残高を示す情報が記憶される。

20

【0110】

図11によれば、「口座ID」：「口座001」で識別される電子マネー口座の所有者は、所有者ID：「U001」で識別されるサービス利用者であり、マネー残高が「100,000」であり、内訳の全てが給与以外であることが示されている。

30

【0111】

(参照サービス利用者情報記憶部124について)

参照サービス利用者情報記憶部124は、チャージ専用口座の参照サービスの利用者に関する情報を記憶する。図12は、実施形態に係る参照サービス利用者情報記憶部124に記憶される情報の一例を示す図である。

【0112】

図12に示すように、参照サービス利用者情報記憶部124に記憶される情報は、「企業ID」の項目や「利用目的」の項目を有しており、これらの項目は相互に対応付けられている。参照サービス利用者情報記憶部124に記憶される情報は、参照サービスの利用契約の締結の際、登録される。図6に示す例では、企業ID：「K101」と利用目的：「給与受取」とが対応付けられている。参照サービス利用者情報記憶部124に記憶される情報は、上述した照会要求の確認に用いられる。

40

【0113】

(制御部130について)

制御部130は、コントローラ(controller)であり、例えば、CPU(Central Processing Unit)やMPU(Micro Processing Unit)などによって、決済サーバ100内部の記憶装置に記憶されている各種プログラムがRAMを作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部130は、たとえば、ASIC(Application Specific Integrated Circuit)やFPGA(Field Programmable Gate Array)など

50

の集積回路により実現され得る。実施形態に係る制御部 130 は、図 6 に示すように、検知部 131 と、反映部 132 と、管理部 133 と、返却部 134 とを有し、これらの各部により、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。

【0114】

(検知部 131 について)

検知部 131 は、提携先の銀行(「金融機関」の一例)において事業者(振込入金サービスを提供する事業者)が所有する同一の銀行口座に紐付けられた複数の仮想口座の中からサービス利用者ごとに個別に割り当てられた専用口座(仮想口座)に対する振込入金を検知する。検知部 131 は、振込入金を検知された場合、振込入金を検知された専用口座(仮想口座)を示す口座番号や振込先(送金先)の口座名義人、入金額などの情報を反映部 132 に受け渡す。

10

【0115】

また、検知部 131 は、1 回の振込入金の入金額が所定の金額を超える場合、振込入金を受付を拒否するように提携先の銀行に依頼する。

【0116】

また、検知部 131 は、入金額を反映した後の仮想口座の残高が所定の金額を超える場合、サービス利用者に予め紐付けられている銀行口座を送金先として、残高が所定の金額を超える分に相当する額の現金を送金する。

【0117】

また、検知部 131 は、検知した振込入金が発与受取用の入金である場合、対象利用者に対して、振込内容の確認するための確認依頼を送信してもよい。

20

【0118】

(反映部 132 について)

反映部 132 は、検知部 131 により振込入金を検知された場合、専用口座(仮想口座)に予め関連付けられているサービス利用者が所有する電子マネーの残高を示すマネー残高に対して、振込入金の入金額を反映させる。

【0119】

(管理部 133 について)

管理部 133 は、サービス利用者から専用口座(仮想口座)の作成依頼を受け付けた場合、提携先の銀行から予め貸し出された複数の仮想口座のうち未使用である複数の仮想口座の中から任意に選択した仮想口座を、作成依頼元のサービス利用者に対応する専用口座(仮想口座)として任意に割り当てて、割り当てた専用口座(仮想口座)を特定するための口座情報と、サービス利用者固有の識別情報(たとえば、利用者 ID)とを関連付けて管理する。

30

【0120】

また、管理部 133 は、専用口座(仮想口座)の利用目的(給与以外の振込入金や給与の受取など)ごとに、専用口座(仮想口座)を割り当ててもよい。

【0121】

また、管理部 133 は、利用目的が給与受取ではない場合、利用可能な期限が予め設定されている専用口座(仮想口座)を割り当ててもよい。

40

【0122】

また、管理部 133 は、専用口座(仮想口座)の利用目的ごとに、専用口座(仮想口座)に紐づくマネー残高を管理してもよい。

【0123】

また、管理部 133 は、仮想口座に対する振込入金をデジタルマネーで受け取る振込入金サービスの利用者である第 1 の利用者(たとえば、図 5 に示す利用者 U X)を識別するための利用者識別情報(たとえば、「利用者 ID」と、第 1 の利用者に割り当てられる仮想口座の情報(たとえば、「仮想口座番号」と)とを対応付けて管理する。

【0124】

また、管理部 133 は、振込入金サービスの利用目的ごとに、利用者識別子(たとえば

50

、「利用者ID」)および仮想口座を個別に割り振ってもよい。

【0125】

また、管理部133は、振込入金サービスの利用目的ごとに、第1の利用者に割り振られる仮想口座の情報(仮想口座番号)を利用者識別情報(たとえば、「利用者ID」)に対応付けて管理してもよい。

【0126】

(返却部134について)

返却部134は、仮想口座に対する振込を通じて第1の利用者にデジタルマネーをチャージする第2の利用者(たとえば、図5に示す「企業A」)から、第1の利用者に対応する仮想口座の照会要求を受け付けて、照会要求に含まれる利用者識別情報(たとえば、「利用者ID」)に紐づく仮想口座の情報(たとえば、「仮想口座番号」)を返却する。

10

【0127】

また、返却部134は、第2の利用者からの問合せに応じて、第1利用者の振込入金サービスの利用契約が有効であるか否かの情報を返却してもよい。

【0128】

また、返却部134は、仮想口座の照会要求に利用者ID及び利用目的が含まれる場合、参照サービス利用者情報記憶部124を参照して、照会要求の送信元が照会要求に含まれる利用目的に関する契約を有しているか否かを確認する確認処理を実行する。たとえば、返却部は、照会要求の送信元を示す識別情報(たとえば、「企業ID」)と、照会要求に含まれる利用目的との対応付けが、参照サービス利用者情報記憶部124に登録されているかどうかを確認する。そして、返却部134は、照会要求の送信元が照会要求に含まれる利用目的に関する契約を有していることが確認できた場合、利用者情報記憶部122を参照して、照会要求に含まれる利用者IDおよび利用目的に対応付けられている仮想口座番号を取得できる。

20

【0129】

(3. 処理手順例)

(3-1. 口座割当処理)

以下、実施形態に係る決済サーバ100における処理手順の一例を説明する。図13は、実施形態に係る決済サーバにより実行される口座割当処理の処理手順例を示すフローチャートである。

30

【0130】

図13に示すように、管理部133は、振込入金サービスの専用口座の作成依頼を受け付ける(ステップS101)。また、管理部133は、専用口座の作成依頼の受付に伴って、口座作成時必要事項を受け付ける(ステップS102)。

【0131】

また、管理部133は、仮想口座情報記憶部121に記憶されている複数の仮想口座のうち未使用である複数の仮想口座の中から任意に選択した仮想口座を、作成依頼元のサービス利用者に対応する専用口座(仮想口座)として任意に割り当てる(ステップS103)。

【0132】

また、管理部133は、ステップS103で割り当てた専用口座(仮想口座)を特定するための口座情報と、サービス利用者固有の識別情報(たとえば、利用者ID)とを関連付けて利用者情報記憶部122に登録する(ステップS104)。

40

【0133】

また、管理部133は、作成口座に関する情報を作成依頼元のサービス利用者へ通知して(ステップS105)、図13に示す処理手順を終了する。

【0134】

(3-2. 振込入金反映処理)

図14は、実施形態に係る決済サーバにより実行される振込入金の反映処理の処理手順例を示すフローチャートである。

50

【 0 1 3 5 】

図 1 4 に示すように、検知部 1 3 1 は、仮想口座（専用口座）に紐付く銀行口座への振込入金を検知する（ステップ S 2 0 1）。

【 0 1 3 6 】

反映部 1 3 2 は、ステップ S 2 0 1 で検知された振込内容を確認する（ステップ S 2 0 2）。そして、反映部 1 3 2 は、ステップ S 2 0 2 で確認した振込内容に応じた処理を実行して（ステップ S 2 0 3）、図 1 4 に示す処理手順を終了する。

【 0 1 3 7 】

〔 3 - 3 . 法人向けサービスの処理 〕

図 1 5 は、実施形態に係る法人向けサービスの処理の流れを示すシーケンス図である。10
なお、図 1 5 では、法人向けサービスの一例として、企業 A が管理する企業サーバ 3 0 と決済サーバ 1 0 0 との間の処理の流れについて説明する。

【 0 1 3 8 】

図 1 5 に示すように、企業サーバ 3 0 は、振込先となる利用者に対応する仮想口座の照会要求を決済サーバ 1 0 0 に送信する（ステップ S 3 0 1）。

【 0 1 3 9 】

決済サーバ 1 0 0 は、企業サーバ 3 0 から照会要求を受信すると、利用者情報記憶部 1 2 2 を参照して、照会要求に含まれる利用者 ID に対応付けられている仮想口座番号を取得する（ステップ S 3 0 2）。

【 0 1 4 0 】

また、決済サーバ 1 0 0 は、取得した仮想口座番号を企業サーバ 3 0 に返却する（ステップ S 3 0 3）。20

【 0 1 4 1 】

企業サーバ 3 0 は、決済サーバ 1 0 0 から仮想口座番号を受信すると、受信した仮想口座番号を振込先として、企業 A が所有する金融機関口座から銀行振込を行う（ステップ S 3 0 4）。

【 0 1 4 2 】

決済サーバ 1 0 0 は、企業 A からの振込入金を検知する処理を実行する（ステップ S 3 0 5）。また、決済サーバ 1 0 0 は、振込入金を検知すると、振込内容を確認する処理を実行し（ステップ S 3 0 6）、振込内容の確認結果に応じて、振込入金の入金額を反映させるチャージ処理（残高加算）を実行する（ステップ S 3 0 7）。30

【 0 1 4 3 】

〔 4 . 変形例 〕

〔 4 - 1 . 仮想口座のリサイクルについて 〕

上述の実施形態において、決済サーバ 1 0 0 は、使用中の状態である専用口座（仮想口座）のうち、一定期間、振込入金サービスの利用が専用口座については、サービス利用者に対する割当を解除して、未使用の状態としてもよい。また、決済サーバ 1 0 0 は、使用中の状態である専用口座（仮想口座）のうち、給与以外の振込入金サービスのための専用口座に限って、割当解除を行ってもよい。

【 0 1 4 4 】

〔 4 - 2 . 情報処理システム 1 の構成について 〕

上述の実施形態では、情報処理システム 1 に含まれる決済サーバ 1 0 0 が、電子決済サービスに関する処理を行うとともに、振込入金サービスに関する処理を行う例を説明した。しかし、実施形態に係る情報処理システム 1 の構成は、このような例には特に限定される必要はなく、電子決済サービスに関する処理を行うサーバ装置と、振込入金サービスに関する処理を行うサーバ装置とが、それぞれ物理的に異なる個別のサーバであってもよく、又は、それぞれのサーバ装置が異なるシステムに属するサーバ装置であってもよい。この場合、それぞれのサーバ装置がそれぞれの処理に必要な情報を相互にやり取り可能な状態で通信可能に接続される。

【 0 1 4 5 】

10

20

30

40

50

また、上述の実施形態において説明した各処理のうち、自動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を手動的に行うこともでき、逆に、手動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を公知の方法で自動的に行うこともできる。この他、上記文書中や図面中で示した処理手順、具体的名称、各種のデータやパラメータを含む情報については、特記する場合を除いて任意に変更することができる。例えば、各図に示した各種情報は、図示した情報に限られない。

【0146】

また、図示した各装置の各構成要素は機能概念的なものであり、必ずしも物理的に図示の如く構成されることを要しない。すなわち、各装置の分散・統合の具体的形態は図示のものに限られず、その全部または一部を、各種の負荷や使用状況などに応じて、任意の単位で機能的または物理的に分散・統合して構成することができる。

10

【0147】

また、上記してきた各実施形態は、処理内容を矛盾させない範囲で適宜組み合わせることが可能である。

【0148】

〔5.効果〕

上述してきたように、実施形態に係る決済サーバ100は、管理部133と、返却部134とを有する。管理部133は、仮想口座に対する振込入金をデジタルマネーで受け取る第1のサービスの利用者である第1の利用者を識別するための利用者識別情報と、第1の利用者に割り当てられる仮想口座の情報とを対応付けて管理する。返却部134は、仮想口座に対する振込を通じて第1の利用者にデジタルマネーをチャージする第2サービスの利用者である第2の利用者から、第1の利用者に対応する仮想口座の照会要求を受け付けて、照会要求に含まれる利用者識別情報に紐づく仮想口座の情報を返却する。

20

【0149】

このようにして、実施形態に係る決済サーバ100は、企業Aが利用者UXから取得する利用者IDのみで、利用者UXに対する電子マネーのチャージを行うことが可能な情報処理を実現できる。これにより、決済サーバ100は、法人アカウントの整備やシステム構築を要することなく、法人から個人に向けて電子マネーを送金することが可能なサービスを実現でき、電子マネーを送金するサービスを充実化できる。また、決済サーバ100は、振込元である法人と振込先である個人との間で利用者IDのみをやり取りするので、利用者UXによる振込先情報の指定ミスなどにより、誤った振込先に振込入金が行われてしまう事態を回避できる。

30

【0150】

また、実施形態に係る決済サーバ100において、管理部133は、第1のサービスの利用目的ごとに、利用者識別情報および仮想口座を個別に割り振る。このようなことから、決済サーバ100は、利用目的ごとのチャージを簡潔なスキームで実現できる。

【0151】

また、実施形態に係る決済サーバ100において、管理部133は、第1のサービスの利用目的ごとに、第1の利用者に割り当てられる仮想口座の情報を前記利用者識別情報に対応付けて管理する。返却部134は、照会要求に利用者識別情報および利用目的が含まれる場合、利用者識別情報および利用目的に対応付けられている仮想口座の情報を返却する。このようなことから、実施形態に係る決済サーバ100は、振込先の誤りが発生する可能性を低減できる。

40

【0152】

また、実施形態に係る決済サーバ100において、返却部134は、照会要求の送信元である第2の利用者が照会要求に含まれる利用目的に関する契約を有していることが確認されることを条件として、後続処理を実行する。このようなことから、実施形態に係る決済サーバ100は、振込先の誤りが発生する可能性をさらに低減できる。

【0153】

また、実施形態に係る決済サーバ100において、返却部134は、第2の利用者から

50

の問合せに応じて、第1利用者の第1サービスの利用契約が有効であるか否かの情報を返却する。このようなことから、決済サーバ100は、企業Aが、振込入金サービスの利用契約が無効な状態にある利用者UXに対する振込入金を実行してしまうことを未然に防止することをサポートできる。

【0154】

〔6.ハードウェア構成〕

また、上述してきた本実施形態に係る決済サーバ100は、たとえば、図16に示すような構成のコンピュータ1000によって実現される。図16は、実施形態に係る決済サーバの機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。

【0155】

コンピュータ1000は、出力装置1010、入力装置1020と接続され、演算装置1030、一次記憶装置1040、二次記憶装置1050、出力IF(Interface)1060、入力IF1070、ネットワークIF1080がバス1090により接続された形態を有する。

【0156】

演算装置1030は、一次記憶装置1040や二次記憶装置1050に格納されたプログラムや入力装置1020から読み出したプログラムなどに基づいて動作し、各種の処理を実行する。一次記憶装置1040は、RAMなど、演算装置1030が各種の演算に用いるデータを一次的に記憶するメモリ装置である。また、二次記憶装置1050は、演算装置1030が各種の演算に用いるデータや、各種のデータベースが登録される記憶装置であり、ROM(Read Only Memory)、HDD、フラッシュメモリ等により実現される。

【0157】

出力IF1060は、モニタやプリンタといった各種の情報を出力する出力装置1010に対し、出力対象となる情報を送信するためのインターフェイスであり、たとえば、USB(Universal Serial Bus)やDVI(Digital Visual Interface)、HDMI(登録商標)(High Definition Multimedia Interface)といった規格のコネクタにより実現される。また、入力IF1070は、マウス、キーボード、およびスキャナなどといった各種の入力装置1020から情報を受信するためのインターフェイスであり、たとえば、USBなどにより実現される。

【0158】

なお、入力装置1020は、たとえば、CD(Compact Disc)、DVD(Digital Versatile Disc)、PD(Phase change rewritable Disk)等の光学記録媒体、MO(Magneto-Optical disk)などの光磁気記録媒体、テープ媒体、磁気記録媒体、または半導体メモリなどから情報を読み出す装置であってもよい。また、入力装置1020は、USBメモリなどの外付け記憶媒体であってもよい。

【0159】

ネットワークIF1080は、ネットワークNを介して他の機器からデータを受信して演算装置1030へ送り、また、ネットワークNを介して演算装置1030が生成したデータを他の機器へ送信する。

【0160】

演算装置1030は、出力IF1060や入力IF1070を介して、出力装置1010や入力装置1020の制御を行う。たとえば、演算装置1030は、入力装置1020や二次記憶装置1050からプログラムを一次記憶装置1040上にロードし、ロードしたプログラムを実行する。

【0161】

たとえば、コンピュータ1000が本実施形態に係る情報処理装置の一例である決済サーバ100として機能する場合、コンピュータ1000の演算装置1030は、一次記憶装置1040上にロードされたプログラム(たとえば、情報処理プログラム)を実行することにより、制御部130と同様の機能を実現する。すなわち、演算装置1030は、一

10

20

30

40

50

次記憶装置 1040 上にロードされたプログラム（たとえば、情報処理プログラム）との協働により、本実施形態に係る決済サーバ 100 による処理を実現する。

〔 7 . その他 〕

以上、本願の実施形態のいくつかを図面に基づいて詳細に説明したが、これらは例示であり、発明の開示の欄に記載の態様を始めとして、当業者の知識に基づいて種々の変形、改良を施した他の形態で本発明を実施することが可能である。

【 0 1 6 2 〕

また、上述した決済サーバ 100 は、機能によっては外部のプラットフォームなどを A P I (Application Programming Interface) やネットワークコンピューティングなどで呼び出して実現するなど、構成は柔軟に変更できる。

10

【 0 1 6 3 〕

また、特許請求の範囲に記載した「部」は、「手段」や「回路」などに読み替えることができる。例えば、制御部は、制御手段や制御回路に読み替えることができる。

【 符号の説明 〕

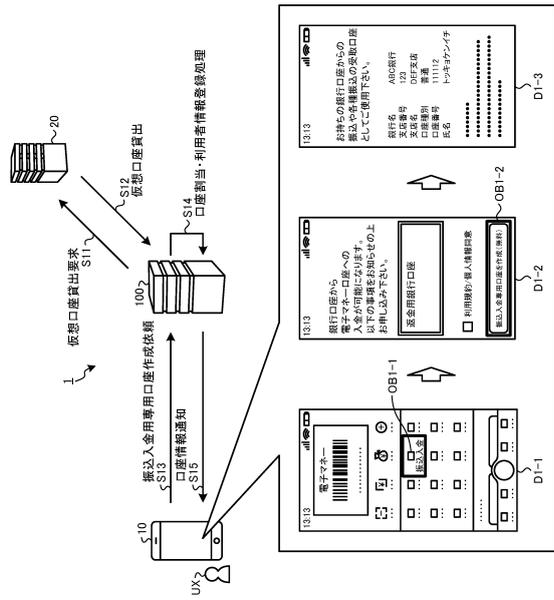
【 0 1 6 4 〕

1	情報処理システム	
10	利用者端末	
20	銀行サーバ	
30	企業サーバ	
100	決済サーバ	20
110	通信部	
120	記憶部	
121	仮想口座情報記憶部	
122	利用者情報記憶部	
123	口座情報記憶部	
124	参照サービス利用者情報記憶部	
130	制御部	
131	検知部	
132	反映部	
133	管理部	30
134	返却部	

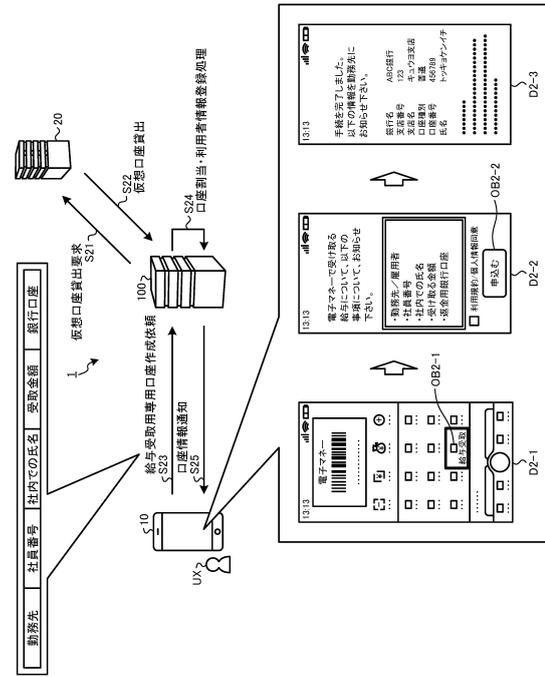
40

50

【図面】
【図 1】



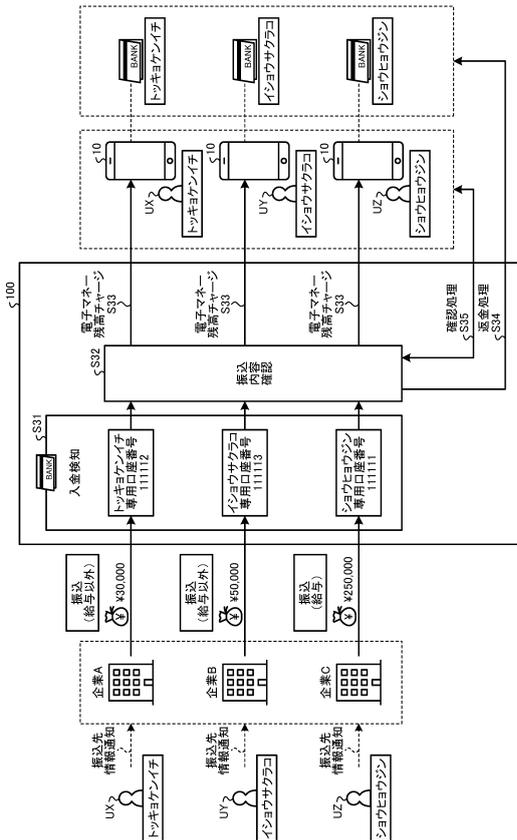
【図 2】



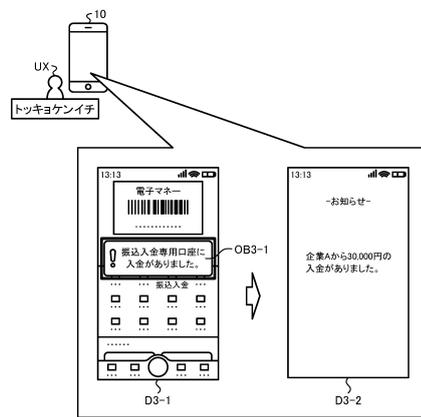
10

20

【図 3】



【図 4】



30

40

50

【図 9】

利用者ID	口座ID	振替口座番号	利用目的	利用者名	勤務先/雇用者	社員番号	社内での氏名	取引総金額 (万円)	送金用銀行口座	サービス ステータス
U001-1	口座001-1	11112	振込入金	トクキョウイン	-	-	-	-	〇銀行A支店 〇〇〇〇〇〇〇〇	有効
U001-2	口座001-2	11114	給与受取	トクキョウイン	雇用者A	社員#EX-1	トクキョウイン	300,000	〇銀行A支店 〇〇〇〇〇〇〇〇	無効
U002	口座002	11113	振込入金	インフォテック	-	-	-	-	〇銀行〇〇支店 〇〇〇〇〇〇〇〇	有効
U003	口座003	11111	給与受取	インフォテック	雇用者C	社員#EX-3	インフォテック	250,000	〇銀行〇〇支店 〇〇〇〇〇〇〇〇	有効
...

【図 10】

利用者ID	口座ID	振替口座番号	利用目的	利用者名	勤務先/雇用者	社員番号	社内での氏名	取引総金額 (万円)	送金用銀行口座	サービス ステータス
U001	口座001-1	11112	振込入金	トクキョウイン	-	-	-	-	〇銀行A支店 〇〇〇〇〇〇〇〇	有効
	口座001-2	11114	給与受取	トクキョウイン	雇用者A	社員#EX-1	トクキョウイン	300,000	〇銀行A支店 〇〇〇〇〇〇〇〇	無効
U002	口座002	11113	振込入金	インフォテック	-	-	-	-	〇銀行〇〇支店 〇〇〇〇〇〇〇〇	有効
U003	口座003	11111	給与受取	インフォテック	雇用者C	社員#EX-3	インフォテック	250,000	〇銀行〇〇支店 〇〇〇〇〇〇〇〇	有効
...

10

20

【図 11】

口座ID	所有者ID	残高	内訳		...
			給与	...	
口座001	U001	100,000	給与	-	...
			給与以外	100,000	
口座002	U002	200,000	給与	-	...
			給与以外	200,000	
口座003	U003	300,000	給与	200,000	...
			給与以外	100,000	

【図 12】

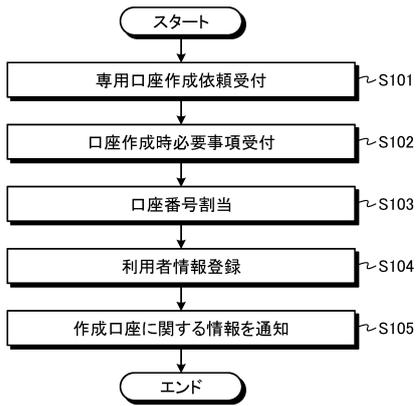
企業ID	利用目的
K101	給与受取
K102	振込入金
...	...

30

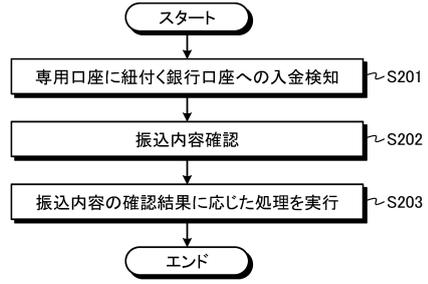
40

50

【 図 1 3 】

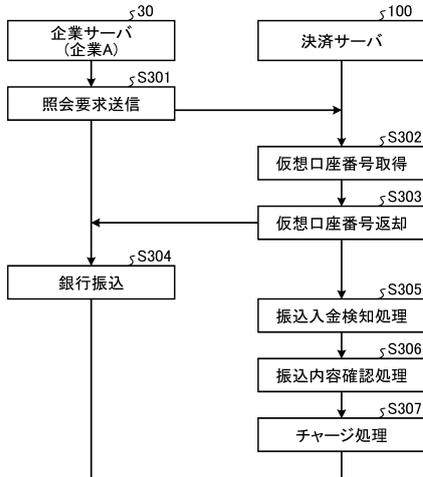


【 図 1 4 】

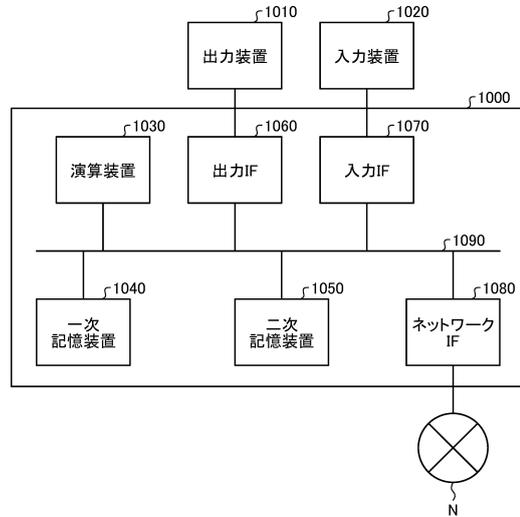


10

【 図 1 5 】



【 図 1 6 】



20

30

40

50

フロントページの続き

審判長 佐藤 智康

審判官 緑川 隆

審判官 古川 哲也

- (56)参考文献 特許第 6 9 9 6 0 1 7 (J P , B 1)
特開 2 0 1 5 - 0 6 4 6 6 7 (J P , A)
特開 2 0 1 9 - 1 6 8 9 2 6 (J P , A)
特許第 7 0 0 4 8 6 1 (J P , B 1)
特開 2 0 2 2 - 0 1 5 4 3 5 (J P , A)
特開 2 0 2 1 - 0 4 3 8 7 3 (J P , A)
特開 2 0 2 1 - 1 3 5 9 0 4 (J P , A)
米国特許出願公開第 2 0 1 5 / 0 1 3 4 5 0 9 (U S , A 1)
馬本 寛子, 迷走、給与デジタル払い賛否拮抗で解禁見えず, 日経コンピュータ, 日本, 日
経 B P , 2 0 2 1 年 0 9 月 0 2 日, No . 1 0 5 0 , p p . 5 4 - 5 9
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
G 0 6 Q 1 0 / 0 0 - 9 9 / 0 0